

なはウェディング支援事業補助金

申請要領

【修正箇所】 令和4年12月9日

「2 補助対象者」の要件 (2) 「市内のホテル又は式場及び飲食店等で結婚式等を行う」としていたものを「**原則として**市内のホテル又は式場及び飲食店等で結婚式等を行う」としました。

市内所在のウェディングプランナー事業者等（以下「当該事業者」という。）を介して行われる市外会場での結婚式等については、当該事業者への支払い相当額分については補助対象経費として扱います（「なはウェディング支援事業Q&A_令和4年12月8日」のNo.17をご確認ください。）。

【申請受付期間】

令和4年11月1日（火）～ 令和5年2月28日（火）

※結婚式実施前でも仮申請の受付（1月末まで）が可能です（P2「4 申請手続き」参照）。

【事務局連絡先】

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 産業政策G

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 6階

電話：(098)－951－3212

E-mailアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

令和4年12月9日

1 目的

新しい生活様式の中で実施される結婚式に対し、補助を行うことにより、ウェディング関連事業の支援を図るとともに、披露宴・新生活の一助とする。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、披露宴等を中止や延期したカップルや披露宴を行わないと考えるカップルが、披露宴を開催するきっかけ作りとなり、それにより、ウェディング産業は、プランナー事業、飲食事業、花き産業、ファッション、美容関係など幅広い産業に波及効果を有しており、コロナの影響を非常に強く受けた産業であるため、その効果も大きいと考え、それら域内事業者への支援となることを目的としている。

2 補助対象者

本事業の対象者は以下の全てに該当するものとします。

- (1) カップルのどちらか一方、又は両方が申請時点で市内に住民登録があること。
- (2) 令和4年11月1日から令和5年2月28日の間に**原則として**市内のホテル又は式場及び飲食店等で結納・結婚式・披露宴・銀婚式・金婚式・※フォトウェディング等（以下「結婚式等」という。）を実施した者（会場等への支払いも完了している事。）
※フォトウェディングの場合、市内事業者を介したものであればよく撮影場所は限定しない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施すること（各業界が定める新型コロナウイルス感染症に関する対応のガイドライン等に沿うこと。）。
- (4) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

3 補助金額と対象経費

(1) 補助率及び補助金額

補助率は結婚式等に係る費用の2分の1（千円未満切り捨て）であって予算の範囲内とします。披露宴開催等の場合は上限20万円、フォトウェディングのみの場合は上限5万円

(2) 対象経費

補助対象経費は結婚式等に直接係る費用であって、経費内訳が明細書等で明確に証明できるものに限り、ただし、バス・タクシー等の移動費用、友人等による余興への謝礼など、直接ウェディング関連産業に支払われる費用以外の経費は除きます。

4 申請手続き

本補助金の申請は、市内の会場で結婚式等を実施し、費用の支払いも完了した時点で申請が可能となる事後申請です。ですが、現段階で結婚式等の予約等を行っており、日程や費用等も決まっている場合は、実施の前に「仮申請」を行うことができます（必須ではない。）。

また、仮申請はあくまで仮の予算確保であり、補助金の交付を約束するものではありません。本申請の審査において要件を満たしていないと判断された場合は不交付となります。

(1) 仮申請 ※必須ではありません。

①受付期間：令和4年11月1日（火）から令和5年1月31日（火）予定

※予算状況を考慮し早めに締め切る場合があります。

- ②申請方法 結婚式等の実施前に、電話又はメール（件名に「なはウェディング仮申請」とすること。）又は事務局窓口にてお願いします。
E-mailアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp
- ③申請内容 氏名、居住地、連絡先、会場名、実施予定日、予算、結婚式等の概要
- ④キャンセル 仮申請後、事情により結婚式等の実施を見送った場合においては速やかに連絡してください。

(2)本申請

- ①受付期間：令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）※必着
※予算が無くなり次第受付を終了します。
- ②提出方法：(3)提出書類を、下記あて持参・又は郵送で提出してください（メール不可）。
〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階
那覇市経済観光部 商工農水課
※郵送の場合特定記録郵便又はレターパックで送付することとし、「なはウェディング支援事業補助金 申請各種書類 在中」としてください。

(3)提出書類：以下のとおり。

- ① なはウェディング支援事業補助金申請書兼実績報告書（第1号様式）※要押印
 - ② 身分証明書（運転免許証等）の写し
 - ③ 結婚式等にかかる経費の内訳がわかる書類の写し（領収書、明細書等）
 - ④ **結婚式等の実施及び感染対策を実施**したことがわかる写真
 - ⑤ 振込先口座確認書類（通帳の表紙、表紙の裏面（カナ表記）部分の写し）
- ※上記のほか、事務局が要件確認のために必要な資料を追加で求めることがあります。

5 給付金支給決定の無効又は取消しに関する事項

下記の項目に一つでも該当するときは、その申請は無効又は取消しとします。

- (1) 支給要件に該当しない者が申請したとき。
- (2) 同一の申請者が複数の申請をしたとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載があるとき。
- (4) 誤字または脱字等により記載内容が不明確なとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の支給決定を受けた場合
- (6) その他、本申請に関する条件に違反したとき。

6 留意事項

補助金の予算額を越えた本申請があった場合、仮申請の先着順により補助金を交付することになりますので、ご注意ください。

【問合せ先】

那覇市 経済観光部 商工農水課

電話：098-951-3212

問合せ時間帯：平日の午前9時から午後5時まで。（午後0時～1時、休日、祝日は除く。）